

ひとり
一人ひとりが尊重される社会へ！
～共に生きるふるさと神奈川～

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく あん
外国籍県民かながわ会議（第11期）最終報告（案）

2022（令和4）年〇月

目次

がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ だい き 議会（第11期）	さいしゅうほうこく 最終報告	1
がいこくせきけんみん 外国籍県民	かいぎ 議会	こんご の今後	○
1	ち じ 知事	ていげん への提言	
(1)	ていげんこうもくおよ 提言項目	ていげん しゆし 及び提言の趣旨	○
(2)	じょうほうぶかい 情報部会	ていげん の提言	
	【ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供】		
提言1	ICTツール	を活用した外国籍県民への情報提供	○
	【マンパワーを活用した取組】		
提言2	外国籍県民	かながわ会議の発信力向上のための環境整備	○
提言3	地域住民	との交流促進のための町内会活用案	○
提言4	外国	につながるこどもと保護者のための小学校入学前の説明会の実施	○
提言5	外国人ボランティアを増やすプロジェクト		○
(3)	じんけん 人権	きょういくぶかい 教育部会	ていげん の提言
	【人権関係】		
提言6	高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築		○
提言7	神奈川県で子どもの権利に関する条例制定		○
提言8	外国人の地方参政権導入		○
	【教育関係】		
提言9	日本語教育を含む教育支援について		○
提言10	外国人起業家支援について		○
提言11	県立インターナショナル・コースの導入、多言語サークルの導入		○
2	かいぎかいさいじょうきょう 会議開催状況		○
3	さんこうしりょう 参考資料		○
	けんないがいこくじんすう 県内外国人数の推移	すい い	○
	外国籍県民	かながわ会議設置要綱	○
	外国籍県民	かながわ会議運営要領	○
	外国籍県民	かながわ会議傍聴要領	○
4	外国籍県民	かながわ会議（第11期）委員名簿	○

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ こんご
外国籍県民かながわ会議の今後によせて

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ こんご
外国籍県民かながわ会議は、国籍やルーツにかかわらず、すべての人（or一人ひとり）が尊重され、神奈川県を我がふるさととして生きることが目指し、当事者である外国籍県民の声を県政に反映する目的で設置され、今回で第11期を迎えました。

コロナ禍の中、オンラインを中心に約2年に渡り委員間協議を進める中で、20年に及ぶ外国籍県民かながわ会議の成果を振り返るとともに、今後の展望について話し合ってきました。

今期は、第10期までの活動において、措置につながり、一定の成果があった「教育」、「情報」分野において、時代に即した一歩踏み込んだ内容を提言したことに加え、「ふるさと」を生きる住民の「人権」や「起業支援」にも着目しました。

いっぽう
一方で…

さくせいちゆう
作成中

ようふくいんちようさくせい そあん
(楊副委員長作成の素案)

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい き しいんちどう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 委員一同

1 知事への提言

(1) 提言項目及び提言の趣旨

提言1 ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供

神奈川県が各自治体と開いている災害関係の情報共有会議などを通じて、既存のICTツールや電子情報を活用することで災害時の多言語情報提供の取組を促進してほしい。

また、ネット情報で外国人住民が必要としている日常の生活情報を提供できるように動画コンテンツなどを作りたい。

提言2 外国籍県民かながわ会議の発信力向上のための環境整備

県民会議は今期で20年。しかし、会議自体があまり多くの人に知られておらず、そこから出された提言はなおさらである。

外国籍県民かながわ会議の事務局が委員の更なる優秀な提言案ができるような環境整備が必要である。県民会議の発信力の向上によって、多くの外国籍県民が仲間になり、より良い多文化共生社会の実現に近づくと考える。

提言3 地域住民との交流促進のための町内会活用案

外国籍県民を最もスピーディーかつ身近でサポートできるコミュニティとして、「町内会」の活用を県から各市町村に提案していただきたい。

外国籍の方も「地域の住民」であることを考えると、身近にサポーターがいると心強い。一方で、face-to-faceのコミュニケーションには、言葉が壁となるため、言語面のサポート体制の構築も同時に必要だと考える。

ていげん がいこく ほごしや しょうがっこうにゆうがくまえ
提言4 外国につながる子どもと保護者のための小学校入学前の
せつめいかい じっし
説明会の実施

がいこくせき ほごしや たい しそく しょうがっこうにゆうがくまえじゅんび がくしゅうないよう ぎょうじ こうない
外国籍の保護者に対しその子息の小学校入学前準備、学習内容、行事、校内
せいかつとう たげんご たいめんなら せつめいかい おこな ぐたいてき
生活等について多言語で対面並びに Zoom で説明会を行ってほしい。具体的に
しょうがっこうせいかつ どうが さくせい かながわけん の
小学校生活の動画を作成し、神奈川県ホームページに載せていただきたい。
せつめいかい かん じぜんこうほう ちから い ぐたいてき けん
説明会に関する事前広報にも力を入れていただきたい。具体的に県から
しちょうそん こくさいこうりゅうか だしん ねが
市町村の国際交流課へ打診をお願いしたい。

ていげん がいこくじん ふ
提言5 外国人ボランティアを増やすプロジェクト

かながわけん がっこう くやくしょ ほんやく つうやく てつだ がいこくじん
神奈川県には、学校や区役所などで翻訳や通訳の手伝いをする外国人ボラン
ティアを増やすため、ボランティア活動を支援する予算を立てていただきたい。
また、外国人ボランティアの募集を担当する部署と、ボランティア活動に志願
する外国人にとって手軽に申請できる制度が必要である。

ていげん こうれいしゃ がいこくせきけんみん あんしん せいかつ たいせい こうちく
提言6 高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築

かいごほけんせいど かん きそちしき かいごにんてい りよう なが とう
介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等
わ 分かりやすく たげんご せつめい さくせい かいご ひつよう まえ
を分かりやすく多言語で説明するリーフレットを作成し、介護が必要になる前
からかいごほけんせいど ちしき え じょうほうはっしん
から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信していただきたい。
かいご かん せんもんてき つうやくじんざい いくせい すず けんこうい じ いばしよ
介護に関する専門的な通訳人材の育成を進めるとともに、健康維持や居場所
づくりのため高齢者の交流事業も立ち上げていただきたい。

ていげん かながわけん こ けんり かん じょうれい せいてい
提言7 神奈川県で子どもの権利に関する条例 制定

かながわけん こ けんり かん じょうれい せいてい
神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定してほしい。子どもを取り巻く
かんきょう かいぜん こ けんり まも しゃかい
環境を改善し、子どもの権利を守る社会にしてほしい。

ていげん
提言8 外国人の地方参政権導入

がいこくせきけんみん おも にほんしゃがい ほんえい えいじゅう ちょうき たいざい
外国籍県民の想いが日本社会に反映されるよう、永住など長期にわたり滞在
する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請する。

ていげん
提言9 日本語教育を含む教育支援について

がいこくせきけんみん きょういくしえん い か ないよう じっし
外国籍県民への教育支援として、以下の内容を実施していただきたい。

- ①公立小中学校向けの分かりやすい日本語、母語を用いたオンライン教材
の作成
- ②新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化
- ③日本語能力検定N3合格報奨金の支給
- ④地方自治体の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化

ていげん
提言10 外国人起業家支援について

がいこくじんきぎょうか しえん い か ないよう じっし
外国人起業家を支援するため、以下の内容を実施していただきたい。

- ①県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。
- ②日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く。
- ③外国人起業家を支援する法律事務所などを紹介する。
- ④神奈川県内の外国人起業家の名簿を作成し、ネットワークを構築し、持続
可能なコミュニティを目指す。

また、外国人人材を採用した企業に対してワークショップ形式の研修を
提供してほしい。

ていげん
提言11 県立インターナショナル・コースの導入、多言語サークルの導入

こうりつがっこう どうにゅう あんか えいごきょういく う
公立学校にインターナショナル・コースを導入し、安価で英語教育が受け
られる環境を提供していただきたい。国際的な環境で日本人及び外国籍の子
どもたちが一緒に勉強する事で、多文化共生も実現できると考える。

また、色々な国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル（継承語
の習得のため）の設立も強くお勧めする。

(2) 情報部会の提言

【ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供】

提言1 ICTツールを活用した外国籍県民への情報提供

[提言の趣旨]

神奈川県が各自治体と開いている災害関係の情報共有会議などを通じて、既存のICTツールや電子情報を活用することで災害時の多言語情報提供の取組を促進してほしい。

また、ネット情報で外国人住民が必要としている日常生活情報を提供できるように動画コンテンツなどを作っていたきたい。

[具体的な内容]

- a) 災害時の外国人住民支援に役立つ、いろいろな団体が準備している既存のICTツールや資料の存在を各市町村に周知する。
 1. 災害時・非常時の外国人支援のため、既存の様々なオンライン多言語資料やツールが確実に活用されるよう、神奈川県が各自治体に働き掛ける。
 2. 各自治体のホームページ等で掲載すべく多言語資料を一から作るのではなく言語によっては既存の資料もありますので、既存の資料の存在を自治体に周知する。
- b) 外国籍県民の生活を支援するためのビデオを作成し、神奈川県公式YouTubeチャンネル「かなチャンTV」にアップロードする。
- c) 神奈川県で提供している「こんにちは神奈川」について、年3回のハードコピーとPDFでの出版を継続的に更新されるウェブサイトでの提供に代える。

[提言理由]

- a) 現在、神奈川県内の各自治体が災害や非常時の情報提供をそれぞれのホームページで掲載されていますが、多言語情報の対応はばらばらです。精度の低い自動翻訳ソフトで対応している自治体もあれば、丁寧に多言語情報を翻訳し

たり翻訳精度の高いツールを活用する自治体もあります。

災害時に、県内の外国住民が必要としている情報を作成・準備することはこれまでの課題とされてきましたが、各市町村が独自に準備するより、既存のソリューションを活用してもらった方があまり手間もかからず効率的だと考えます。

この提言は、特に多言語情報を発信するのに必要なリソースを充てられない小さな自治体に対して神奈川県が既存の資料やツールを有効に活用してもらうように働きかけ、非常時に ICT を活用することにより外国人住民に必要な情報が行き届くようにするのが本提案の趣旨となります。

実際、CLAIR（一般財団法人自治体国際化協会）という団体がこういったツールを用意していますので、ツールの存在を自治体に周知したり、また市町村のホームページが神奈川県のホームページとリンクすることで各自治体が同じものを一から作ることなく、既存のものを災害時・非常時に活用できるようにして頂きたいと考えております。

b) 神奈川の外国籍県民には色々なニーズがあり、長期居住者の場合はよくわかりますが、新規入国者の場合は事前にそのニーズが予想できません。また、横浜や川崎に住んでいる新規入国者は早く人脈を作れる場合がありますが、小さい街に住んでいる人はこういう人脈を作ることは難しいと思います。さらに、自治体は外国籍県民のニーズを把握していない場合があります、外国籍県民を支援することが難しい場合があります。

しかし、ビデオがあれば外国籍県民はいろいろな情報を入手できます。たとえば、税金の申告の仕方、免許証の取り方、ゴミの出し方、町内会の入会方法や病院の行き方、公共交通の乗り方をビデオで紹介することができます。そして、神奈川県の文化や歴史を知ってもらい、日々の暮らしに彩りを添えるため、公園や動物園や文化史跡・遺跡のビデオも作成して、紹介することがで

き、さらに、ビジネスなどで成功した外国籍県民を紹介するビデオも作成することができます。

作成したビデオは神奈川県公式 YouTube チャンネルの「かなチャン TV」にアップロードすることができます。「かなチャン TV」にはこういうビデオもありますが、外国籍県民のニーズに答えられていないものもありますので、より多くの外国籍県民に必要な情報を提供できるようにするために、新しいコンテンツを作成する必要があると考えます。そうすれば、外国籍県民が質問したいときや問題に直面したとき、インターネットで検索し、「かなチャン TV」にアップロードされたビデオを見つけることができますし、情報を友達や地方の団体にも共有できます。

c) 神奈川県は年 3 回の出版した「こんにちは神奈川」を提供します。日本語とほかの 6 言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語）を発行しています。ハードコピーは、自治体施設が配布してインターネットで PDF も提供します。しかし、今は自治体施設に行く人は少なくなりました。そして、PDF はスマホで読みにくいフォーマットですので、神奈川県はこれからこんにちは神奈川をウェブマガジンの形式に変更して頂いた方がより多くの人に情報が届くこととなります。これによって、「こんにちは神奈川」を使って簡単にオンラインで外国人コミュニティに情報を提供することが可能になります。

【備考】

a)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/bousai/multilingual.html>

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/saigaijigaikokujinshien.html>

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>

<https://minkana.net/about-minkana/>

b)

<https://www.youtube.com/channel/UCgbP0Z6Tm8fIY5ILHarmzjQ>

c)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/mlt/f4010/index.html>

【マンパワーを活用した取組】

提言2 外国籍県民かながわ会議の発信力向上のための環境整備

[提言の趣旨]

県民会議は今期で20年。しかし、会議自体があまり多くの人に知られておらず、そこから出された提言はなおさらである。

外国籍県民かながわ会議の事務局が委員の更なる優秀な提言案ができるような環境整備が必要である。県民会議の発信力の向上によって、多くの外国籍県民が仲間になり、より良い多文化共生社会の実現に近づくと考える。

[具体的な内容]

提言案の狙い

- i. 外国籍県民かながわ会議の発信力向上の場を作る。
- ii. メンバーの勉強する機会を増やす。

県に提案したいことが三つある。

1. 外国籍県民かながわ会議が発信できる場の環境整備

事務局がハード面での整備が難しい場合は、せめて大まかな年間スケジュールを組んでもらい、連携先に繋いでもらいたい。下記のようなことは少なくとも一回を企画してもらおう。

1-1 県が主催するイベントで外国籍県民会議を誘致

【案】「外国籍県民かながわ会議」としてあーすフェスタかながわの実行委員会、企画委員会に参加。最初から最後まで一つの企画を作り上げる。

企画の形式について、例えば、県民にこれまでの提言や実績をアピール。ワークショップのように当日来場者と一緒に手作り企画など。

1-2 懇話会との連携を深める。

【案】

I. 懇話会委員が講師となり、詳しい分野について研修講座を企画

【例】 部会分け後に、各部会のテーマに沿って、懇話会委員を講師として招き、勉強会を開く。

II. 懇話会委員、県民会議のOG・OBとの交流会、話を聞く会を企画

【例】 懇話会委員の話だけではなく、県民会議のOG・OBを招き、自分の提案について意見交換などを行う。

1-3 かながわ国際交流財団とのコラボ企画

【案】 県民会議の委員は講師になり、年間複数回の講座の企画など

講座の内容は、日本語教室や日本語教育はもちろん、多文化共生に関するフォーラム企画なども考えられる。

1-4 県内の外国人支援活動をしているNPO、NGOとの交流会

【案】 かながわ外国人すまいサポートセンター、地球の木、野毛坂グローバルなどとの交流会を企画

内容としては、県民会議の取り組みについてアピール。先方の取り組みを聞く

1-5 委員の知識面を固めるために、見学会（NPO、NGOの取り組みを理解するために現場に訪問）、学習会（有識者を招き、お話を聞く）を企画

【案】

I. NPO、NGOの活動現場に訪問。取り組みについて話を聞く。

II. 公益社団法人、財団法人（横浜市国際交流協会、川崎市国際交流センター、相模原市国際化推進委員会など）が主催する企画、講座、イベントに参加し、勉強する。

Ⅲ. 多文化共生に関して、有識者、良識者、当事者を招き、話を聞く。

ていげんりゆう [提言理由]

県民会議は今期で20年の歴史を迎えてきた。20年間の提言によって、様々な外国人暮らしのための政策や、NPO法人ができた。しかし、私が県民会議について知っているかどうかというアンケートを周りの人にした。多文化共生など関心を持っている方の中でも、県民会議のことを知らない方が少なくない。

県民会議の提言によって、問題を改善することができたということがなかなか知られていない。そういった存在感が高まらない、知名度が低いのが県民会議にとっては喫緊の課題だと考える。

さらに、今後外国籍県民目線で問題だと思うものを解決するために、より良い提言づくりをすることが必要不可欠である。そのために、メンバーの問題点への理解が深まることが考えられる。

外国籍県民会議委員の問題点への理解を深めることによって、提言の質をより高めることができ、より良い政策ができると考える。外国人県民がより良い生活環境ができ、もっと多くの多文化共生に関する有識者や当事者が仲間になる。

逆に言えば、外国籍県民会議の存在感、知名度アップすることによって、より多くの良識ある者が集まり、より良い提言ができる。知名度アップや、委員の問題意識の向上といった両者の関係性が切っても切れない関係である。

提言案の質を高めるために、やはり身の回りの現状だけ把握することが足りない。できれば、いろいろな勉強する、学習する場に足を運んで、そこから「自分がこれから何について提言をしたいのか」を見出す。そうすることによって、より深く質の高い、さらに客観的な提言案ができ、より良い神奈川県が多文化共生政策の実現につながると考えている。

事務局は提言案をまとめるスケジュールの作成や、委員との連絡調整だけで

はなく、上記のことを達成するために、このような勉強会、見学会、学習会などを企画してもらいたい。さらに、これから外国籍県民かながわ会議の委員の一期スケジュールを組み立てることを事務局である国際課に強く強く求める次第である。

ていげん ちいきじゅうみん こうりゅうそくしん ちょうないかいかつようあん
提言3 地域住民との交流促進のための町内会活用案

ていげん しゆし
【提言の趣旨】

がいこくせきけんみん もっと みちか
外国籍県民を最もスピーディーかつ身近でサポートできるコミュニティ
として、「町内会」の活用を県から各市町村に提案していただきたい。

がいこくせき かた ちいき じゅうみん かんが みちか
外国籍の方も「地域の住民」であることを考えると、身近にサポーターがい
ると心強い。一方で、face-to-face のコミュニケーションには、言葉が壁とな
るため、言語面のサポート体制の構築も同時に必要だと考える。

ぐたいてき ないよう
【具体的な内容】

外国籍県民を最もスピーディーかつ身近でサポートできるコミュニティとして、「町内会」の活用を県から各市町村に提案していただきたい。また、町内会制度を知っていただき、利用いただけるよう外国籍県民への情報提供も県から各自治体に呼びかけていただきたい。

具体的には、以下内容を「かながわ自治体の国際政策研究会」など県と県内自治体が直接話し合える場において、県から市町村への打診をお願いしたい。

① 【町内会への働きかけ】

外国籍県民をサポートいただけるよう行政から町内会に働きかける場を設けていただきたい。

一案として、公民館やまちづくりセンターなど、地域住民に密着しているところに外国籍県民かながわ会議の提言を直接伝えていただき、各地区に活動が

浸透していく取り組みを行っていただくようお願いすること。

具体的な取組み案として、地域の外国籍県民、外国に滞在・居住経験のある日本人住民や外国籍県民が多く住む地域の町内会の方等を招き、体験談を伺い、また相談に乗っていただくなどして、外国籍県民とのかかわり方について、日本人住民向けに啓もう教育を行っていただきたい。

② 【町内会制度の周知】

町内会制度を周知させる方法として、役所でポスターやチラシの掲示、役所窓口での簡単な説明等、外国籍県民に「町内会」制度の周知や加入手続きの案内を行っていただきたい。

掲示するポスターには、あらかじめ作成した日本語を含む多言語で町内会を紹介するコンテンツにアクセスできる QR コードを載せていただきたい。

なお、同時に日本語版も作り PR することで、町内会の魅力や加入方法等について日本人住民向けの宣伝にもなり、加入率低下や役員不足などの問題を解消する一助となればと考えている。

ていげんりゆう 【提言理由】

- ① 既存の制度であり、新たな人的・物的資源の投入がほぼ不要であることから、各方面の負担を最小限にでき、かつ効率よく進められると考えたため。
- ② 過去に二度ほど町内会の役員をさせていただいた経験から、町内会に地域住民（お年寄りや外国籍の方）をサポートしたい熱心な方が多く、協力を得やすいと感じている。
- ③ 町内会の役割の再認識・再評価にもつながると考えたため。

IT ツールの発達により、情報伝達が face-to-face である必要がなくなった今、「情報弱者」（IT に馴染みない方や言葉が通じない外国籍の方など）をタイムリーに助けるには face-to-face による情報伝達ほかない。それができ

るのが「町内会」である。

近年の加入率の低下など、町内会の必要性について議論される中、組織が果たす役割の再確認、再評価にもつながると考えている。

① 日本以外にも似たような制度の国が多く、外国籍県民にもなじみやすいと考えたため。(例：東アジアやアメリカなど。)

② 外国籍県民にとってもっとも日常生活に即した情報が得やすいため。

地域の防災や消防訓練など、日常生活の中でももっとも身近で重要な情報がすばやく得られるため。

③ 外国籍県民の孤立防止

挨拶できる人、気にかけてくれる人が近くにいることの心強さ、地元イベントへの参加で日本文化に触れる機会等、外国籍県民にとってのメリットも大きいと考える。

懸念点として、face-to-face のコミュニケーションの際、言葉が壁となること。そのため、地域内や周辺地域の先住外国籍県民やボランティア通訳の協力など、言語面のサポート体制の構築も同時に必要だと考える。

提言 4 外国につながる子どもと保護者のための小学校入学前の

説明会の実施

[提言の趣旨]

外国籍の保護者に対しその子息の小学校入学前準備、学習内容、行事、校内生活等について多言語で対面並びに Zoom で説明会を行うこと。具体的に小学校生活の動画を作成し、神奈川県ホームページに載せていただきたい。

説明会に関する事前広報にも力を入れていただきたい。具体的に県から市町村の国際交流課へ打診をお願いしたい。

^{ぐたいてき} ^{ないよう}
【具体的な内容】

- ① 外国籍の保護者に対しその子息の小学校入学前準備、学習内容、行事、校内での生活等について多言語で対面並びに Zoom で説明会を行うこと。

例) タガログ語、インドネシア語、ベトナム語、中国語、スペイン語、英語、タイ語等。

具体的に小学校生活の動画を作成し、神奈川県ホームページに載せていただきたい。

- ② 説明会に関する事前広報にも力を入れて頂きたい。具体的に県から市町村の国際交流課へ打診をお願いしたい。

例) 神奈川県ホームページ、多言語支援センター等

^{ていげんりゆう}
【提言理由】

- ① ー 1

日本人にとって当たり前習慣でも、外国籍保護者には当たり前でないことはよくあります。日本の小学校に通った経験のない外国籍保護者にとって、小学校の入学前準備はわからないことばかりです。

- ① ー 2

小学校の決まり事、連絡帳の書き方、「小学校での1日」のスライドショー、入学準備品目、教材や学校からのプリントの展示紹介等を多言語で説明会を行う必要がある。

- ① ー 3

外国籍保護者の出身国によっては独自の文化や宗教もあるため通訳を交えて対面並びに Zoom での説明会を希望。

- ① ー 4

横浜市や川崎市では実施されているため相模原市、綾瀬市、愛川町等外国籍の子息の多い地域でも希望。

② ー 1

川崎市では1月、2月ごろに実施したが参加人数が少なかった事から広報がうまくいっていないのが現状である。

② ー 2

各小学校若しくはが作成した説明会資料を各保護者に配布し、情報展開することによってより多くの外国人保護者に参加してもらう事が期待できる。

神奈川県ホームページにおいては多言語で詳しく情報公開する。

また、ボランティア並びに県機関の多言語支援センターなどが広報の協力を行うことで保護者のサポートに繋がる。

学校側にも神奈川県が作成した入学前説明会資料を各保護者に配布し、情報展開することによってより多くの外国人保護者に参加してもらう事が期待できる。

以上の事から、外国籍保護者に入学前説明会を多言語で開催してほしい。

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000132781.html>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/lang/residents/ej/child/schoollifejapanese.html>

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2_kaitei.pdf

提言5 外国人ボランティアを増やすプロジェクト

[提言の趣旨]

神奈川県には、学校や区役所などで翻訳や通訳の手伝いをする外国人ボランティアを増やすため、ボランティア活動を支援する予算を立てていただきたい。

また、外国人ボランティアの募集を担当する部署と、ボランティア活動に志願する外国人にとって手軽に申請できる制度が必要である。

ぐたいてき ないよう [具体的な内容]

外国人ボランティアの数を増やすために、神奈川県知事にはこのボランティア活動を支援する予算を立てていただきたい。このプロジェクトには、職員の人材育成、人事、行政組織、定数、研修、給与、災害補償等について対応している総務局 組織人材部人事課が必要であると考え。また、学校や市役所では、外国人ボランティアの募集を担当する部署を作っていただきたい。

このプロジェクトの目標は、学校や保健所などで活動する外国人ボランティアを増やすことである。具体的な内容としては、学校においては、日本語に不慣れな外国人の保護者が子どもの学校からの手紙を理解できないときに、外国人ボランティアがその手紙の翻訳や返信の手伝いをする。外国人の保護者は、子どもたちの学校で直接ボランティアに申し込むことができる。

保健所や役所においては、外国人ボランティアが外国人への書類作成の手順や日本の制度の翻訳、説明をし、時には書類作成自体の手伝いをする。外国人は自分の区役所で直接ボランティアに申し込むことができる。

下記に記すように、政府からの翻訳、または通訳における支援を必要とする外国人が多くいます。

<外国人が助けを必要とする場所>

1. 学校：学校情報、教師との面談、PTA 活動の際
2. 区役所：住宅登録や赤ちゃんの健康診断の際

通常、学校や区役所に翻訳、または通訳が必要な場合は、国際交流センターや区のラウンジなどに連絡することができます。しかし通訳が少ないため、対応が遅れる、場合によっては通訳が見つからない可能性があります。

また、困っている外国人を助けたいと考える外国人の中には、ボランティアになる機会を探している人もいます。そこでの問題は、どこに申請すればよいか分からないことです。加えて、申請するにしても、多くの個人情報を開示

しなければならないことについて不安を感じる人は少なくありません。

したがって、少ない手続きで申請を簡単にすることができる、政府による外国人ボランティア制度をコミュニティーで提供することは、外国人が日本に住みやすくなる一つの方法となるはずです。その際、申請は名前と連絡先、活動ができる時間など記入事項をできるだけ少なくし、申請する場所も活動する場所と一致させる必要があります。例えば、

1. 学校：外国人の母親が学校に直接申し込むことで、学校に関する通訳のボランティアになることができます。
2. 区役所：外国人ボランティアが申請を行うためのカウンターを設け、活動がある際に随時連絡をします。

さらに、時には県が賃金と交通費を負担する必要があると考えるため、福祉支援をする機関を設けていただきたい。

ていげんりゆう 【提言理由】

神奈川県に住む在日外国人の人口が増加している。そして、すべての外国人が英語や中国語のような日本でもよく翻訳がされている外国語でのコミュニケーションができるわけではない。この状況に伴って、外国人が学校や保健所においての手続きや情報伝達を行うには今の支援では不十分である。そこで、外国人ボランティアが両者の通訳者、仲介役となれば、スムーズに対応することが可能になる。これらの外国人ボランティアは、予約や相談を受けたときに駆け付けることができれば、困っている外国人を手助けできることはもちろん、学校や保健所にとっては頼りにしやすい団体である。

このプロジェクトは、機会を増やし、外国人ボランティアを募集するためのより多くのアクセス可能なチャンネルを開くために、神奈川県の手助けを受ける必要がある。

(3) 人権・教育部会の提言

【人権関係】

提言6 高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制の構築

〔提言の趣旨〕

介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等を分かりやすく多言語で説明するリーフレットを作成し、介護が必要になる前から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信していただきたい。

介護に関する専門的な通訳人材の育成を進めるとともに、健康維持や居場所づくりのため高齢者の交流事業も立ち上げていただきたい。

〔具体的な内容〕

介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等を分かりやすく多言語で説明するリーフレットの作成、介護が必要になる前から介護保険制度の知識が得られるよう情報発信する。

リーフレット作成時はわかりやすさを重視し、ニーズが高い項目を厳選する。介護保険制度に関する多くの情報から必要な情報だけをピックアップし、「チャート」化して情報を整理することで、より多くの外国籍県民に対して分かりやすく情報を伝えられるようになる。

・通訳業務も欠かせない状況であるため、専門的にみられるため、高い技術の人材育成も求められる

・高齢者交流事業を立ち上げて各自治体で利用できるサービスが外国籍住民へ届き、健康維持や介護予防の目的として利用できるサービス内容を多言語化検討（はり、きゅう、マッサージ、公衆浴場、スポーツ施設利用券）。新しい時代に対応出来るように、孤立しないで高齢者が集まって話し合い、パソコンの使い方、詐欺被害にあわないように対策を学ぶための居場所作りの必要性が見られます。

ていげんりゆう [提言理由]

日本では在住外国人の定住化・永住化に伴い、外国人高齢者は増え続けている。今後、日本に住む外国人の高齢化はますます進んでいくと予想される。スタートとして、外国人高齢者の介護に関する実態・課題を把握するための調査を実施する必要性があり外国人向けパイロットインタビューが多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK）の取り組みがはじまりました。リーフレット作成のため県、高齢者問題に関わっている団体が主導での土台を検討、神奈川県としての情報（市町村独自の情報、サービスの差があります）

介護認定の資料は川崎市、横浜市では多言語版が存在しますが、その情報へアクセスが分かりづらく、日本語が読めないと多言語での情報を得る事は難しくなっています。簡単にアクセス出来て必要な情報を得る仕組みの必要性。

外国籍高齢者は家族に支えられる方も多くいますが、一人で暮らしている方も少なくありません。介護サービスを受ける時は理解出来ない事も現実にあります。介護サービスを受けられる方の多くは日本語でのコミュニケーション力が乏しく、その課題の解決は専門通訳が欠かせない存在になっていきます。

最初に情報発信の方法として県が提供する外国籍県民向け生活情報紙こんにちは神奈川（年4回）介護保険制度についてシリーズで情報作成の検討。

参考例

外国人住民のための子育て支援チャート（かながわ国際交流財団）

<http://www.kifjp.org/child/por/chart>

提言7 神奈川県で子どもの権利に関する条例制定

[提言の趣旨]

神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定してほしい。子どもを取り巻く環境を改善し、子どもの権利を守る社会にしてほしい。

[具体的な内容]

神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定し、県内の子どもたちが大人と同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮し、子どもを取り巻く環境を改善し、

- ・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- ・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- ・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- ・差別の禁止（差別のないこと）等、

子どもの権利を守る社会にしてほしい。

[提言理由]

1994年から日本国内で子どもの権利に関する条約の効力が発生しているが、昨今、子どもの連れ去りや虐待、自殺やいじめ、不登校問題や貧困問題等が多く発生しており、子どもを取り巻く環境の早急な改善が必要と思われる。

特に2021年3月に神奈川県議会からも国への意見書が提出されているが、父母の離婚後の子育てに関する制度の件で我が国では単独親権制度を採用しており、親権の決定では監護の継続性が重視されることから、親権取得のため、婚姻中に一方の親が子どもを連れ去って別居させ、その後の面会交流を拒絶してしまうことで、親権を強引に取得してしまうケースが多発しており、第9条の児童が父母の意思に反して父母から分離されない権利が守られていない。この事が子どもの様々な諸問題の根源になっていると思う。

神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定し、子どもが健全に成長できる環境を実現するために子どもファーストの社会の実現や社会全体へ子どもの権利条約の認知が必要と思われる。条例制定後は子どもたちの意見を表明し参加できるようにして、大人と子どもと一緒に子どもの権利が守られる制度を作っていくようにする。

同時に子どもオンブズマンを設定して子どもの権利がきちんと守られているか第三者の機関を設置し、確認することも必要と思う。

【備考】

2021年4月 現在 日本国内にて50自治体が子どもの権利に関する条例を制定

提言8 外国人の地方参政権導入

【提言の趣旨】

外国籍県民の思いが日本社会に反映されるよう、永住など長期にわたり滞在する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請する。

【具体的な内容】

私たち外国籍県民は、日本で日本人のみなさんと同じように仕事や勉学、それぞれの生活を送っている一県民です。私たちの思いが日本社会に確実に届いて反映されるよう、永住など長期にわたり滞在する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請します。

【提言理由】

①近年、外国人の日本定住化が進み、今現在神奈川県には約22万人の外国籍県民が暮らしています。その中、永住資格を持つ外国籍県民は約10万人で、日本生まれの外国籍県民も数多くいます。

私たちは日本の法律を遵守し秩序を守りながら日本に住んでいます。日本人

のみなさんと同じく納税義務があり、税金を納めています。しかし私たち外国籍県民は選挙で投票することが認められていません。義務は果たしても、その税金の使い道を決めることに参加できません。

現在日本生まれの外国籍県民も多く、日本で義務教育をされ、成人し、仕事をすると、こく一般的な一市民としての生を歩んでいる方も多いです。

日本国籍を取得しなくても日本人同様の投票権があることは多文化共生時代に当然な権利だと思います。

②私たち外国籍県民は知事や議員に立候補することもできません。

戦後から日本に在住する在日の外国人は日本に帰化していないと永住権所持の外国人として日本に暮らしています。その子孫やニューカマー、ニューカマーの子孫が日本で定住し長年一市民として日本人と生活を共にしてきました。

親のルーツが違うだけの理由で日本生まれ・日本育ちの外国籍県民は外国人として一生を生きることで、選挙権がなく選挙に立候補することもできない、制限された条件で生活をしています。

彼らが自分の人生を設計するにあたり、自分のルーツが邪魔をして自分の持つ能力が存分に発揮できない状態です。

これは人材の損失にもつながり、大きくは国力にも影響される事態を招きます。

若い世代が生きる日本社会で外国籍県民も日本人の県民と同じく、一県民として力が発揮できるように未来を開いてくれることを提言します。

③地方参政権の導入は多文化共生時代を生きるうえでの当然な動きです。

開かれた共生社会の構築に今期の外国籍県民かながわ会議が地方参政権の導入を提言することで、共に生きる神奈川県を推進したいと思います。地方参政権の導入は人・一人一人が尊重される社会へ進む第一歩であり、人権国家とし

て進むべき道であると思います。ルーツがどこであれ、グローバル時代を生きる21世紀の地球市民として、長年培った土地でその義務と権利を確保し、自治体の一員として関わりを持って責任感ある暮らしを保証されたいです。

自分のルーツに関係なく、自分が生きる社会の一員として平等公平に扱われ、社会に進出する機会の公平性を保証すること。社会参画の機会が公平に与えられることを要請します。

【教育関係】

提言9 日本語教育を含む教育支援について

[提言の趣旨]

外国籍県民への教育支援として、以下の内容を実施していただきたい。

- ① 公立小中学校向けの分かりやすい日本語、母語を用いたオンライン教材の作成
- ② 新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化
- ③ 日本語能力検定N3合格報奨金の支給
- ④ 地方自治体の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化

【具体的な内容】

学校教育について

- ① 公立小中学校向けの分かりやすい日本語、母語を用いたオンライン教材の作成
学習進度の低下などを防ぐため、神奈川県ホームページにある教育支援部子ども教育支援課が作成した課題解決教材に、分かりやすい日本語で音声、画像を付け加える。また、補助的に母語を用いた授業または学習支援を行う。オンラインを活用し、学習単元の理解を促すための母語のオンデマンド授業動画を作成して生徒に公開する。

②新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化

新設夜間中学に日本語教育及び母語サポーターを導入して、日本語を母語としない生徒のサポートを保障する。また、在県枠で高校に入学した日本語を母語としない生徒に対する日本語指導員または母語サポーターを各学校に配置して常勤化させる。加えて、保護者向けに日本の教育制度や学習進度を把握するための説明会、相談会の開催を行う。

学校教育以外について

③日本語能力検定 N3 合格報奨金の支給

日本国内で受験した外国籍県民に対し、日本語能力検定試験 N3 に合格した場合には 1 万円、N4 に合格した場合には 5 千円のお祝金を給付する。これは日本国内の受験者に限り、且つ一回だけの給付金とする。支給に当たっては日本語能力検定試験の結果通知書が届いてから 1 年間有効とする。また、日本語学校の学生、大学生は対象外とする。

④地方自治体の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化

日本語講師の人材育成や教室の確保、教材のアップデート、オンライン授業の研修などを行う。

^{ていげんりゆう} [提言理由]

学校教育について

①神奈川県では、多くの小中学校に日本語を母語としない児童、生徒のための日本語クラスがあるが、すべての学校にあるわけではなく、問題点が多く存在する。親子ともに来日してから日が浅いため、日本語の語彙がなく、普通の日本語で学習することが困難である。日本語ができないとなかなか授業についていくことができず、そもそも日本語を母語としない生徒にとって、初期の段階で外国語で

ある日本語で何か新しい概念を理解するという事は簡単ではないと考えられる。そのため、他の生徒と比べ学力の低下や進度の遅れといった問題が存在する。また、日本の教育を受けていない外国籍の保護者は、学校の宿題などの手伝いができず、仕事が不安定のため、経済的に子どもを塾に通わせる事が難しい実情がある。

以上の問題に対して、神奈川県ホームページに現在ある教育支援部子ども教育支援課が作成した課題解決教材を活用し、それに分かりやすい日本語で音声、画像を付け加えることを提案する。そしてこのような支援を行うことと並行して、あくまで補助的な位置付けとして、母語での授業またはそれに類するような学習支援を実施することが良いのではないかと考える。例えば学習單元ごとに母語を用いたオンデマンド授業動画を作成し、日本語を母語としない生徒にオンラインで公開する方式であれば、多くの母語に対応することができ、また、一度作成すれば何回でも使用できるため、神奈川県のみならず全国にも広く活用することができると思う。

②県央地区に2022年度より新設する夜間中学に日本語を母語としない生徒が入学することを想定し、日本語を教科に含めること及び母語サポーターの導入を提案する。

一般的に生活言語の取得は3年以上、学習言語の取得は5年ないし7年を要するとされている。自治体では「母語による日本語指導員」などの制度があり、来日初期の1年ないし1年半の支援がなされているが、学習言語の取得まで達しないまま支援が終わることが多い。マニュアル通りの支援ではなく、追跡調査をすることで、生徒やその家庭に合う支援に切り替えることを提言する。

また、2022年度より在県枠で高校入試を受験する際の要件である在日年数が、3年から6年に設定され、在県枠校は5校増加した。更なる在県枠校の定員の拡大、及び学習能力を学習者の日本語レベルに応じて補う支援を提言する。

現在はほとんどの在県枠校においての日本語及び母語サポートはボランティアによるもので、学校生活を送る生徒の様子や教科の進み具合が分からず、教科との連携が取れない日本語支援になっている。支援者及びサポーターが常勤することで、生徒のニーズと教員のニーズとを結び付けられることが期待できる。また、生徒だけではなく保護者が日本の教育制度を理解し、学習の内容を把握できるように、保護者向けの説明会や教育相談会を実施することを提言する。

学校教育以外について

③外国籍県民にとって、日本での生活の一番の壁は日本語である。大学や日本語学校への留学などの学習目的で来日する場合には、すでに日本語学習に着手しているケースが多いが、現在増え続けている実習生、日本人の配偶者やその子ども、大学院生などは、基礎的な日本語能力が無いまま来日するケースが多くなっている。その結果、生活に必要な注意書きや地域の規則を理解することができず、誰かに相談することもできないため、地域社会に溶け込めずに孤立したり犯罪に手を染めたりするケースがある。

これは地域社会にとって大きなリスクである。外国籍県民が社会に参加する手助けをすることは、日本の社会や県民にとっても利益が大きいものとする。

日本語能力検定試験 N2 の合格者は日本の企業で勤務することができ、日本で生活資力を持つことができる。一方、日本語能力検定試験 N3 レベルは生活するために必要だが、働く上での言語レベルとしては不十分である。このようなレベルへの到達支援は地方公共団体の生活支援の枠組みで行うことが望ましいと考える。

N3 レベルの格安の言語学習プログラム（教材、ネット配信）を提供することで上記制度を実効性があるものにできる。また、この言語学習を地域住民との何らかの関わりに組み込むことができるのであれば、孤立している外国籍県民の社会参加の促進が期待できる。

④地方自治体の日本語教室はボランティアで運営されており、教材のアップデートや講師へのサポートが乏しい。また、目標のない支援にとどまっている場合が多いことから、学習者のニーズに沿った教材や学習者の目標達成に向けた指導ができるようにボランティアの養成及び教室の体系化を提案する。

現状、民間の日本語学校に通うと多額のお金を必要とする。市町村が運営・運用するほとんどの日本語の授業には定められた目標はなく、誰がいつ参加しても良いようになっているため、なかなか上達に繋がり難い。そこで、例えば日本語検定を目標に無償・低コストで授業を実施すれば、多くの外国人が興味も示し、結果的に日本語の学習者も増えると考えられる。そうなれば、次第に多言語化の必要性も徐々に減ってくる可能性がある。

提言10 外国人起業家支援について

[提言の趣旨]

外国人起業家を支援するため、以下の内容を実施していただきたい。

- ①県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。
- ②日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く。
- ③外国人起業家を支援する法律事務所などを紹介する。
- ④神奈川県内の外国人起業家の名簿を作成し、ネットワークを構築し、持続可能なコミュニティを目指す。

また、外国人人材を採用した企業に対してワークショップ形式の研修を提供してほしい。

^{ぐたいてき} ^{ないよう} [具体的な内容]

外国人は日本人より高い起業率を有していて、特に飲食店などのビジネスではローカルな雇用を作り出し、地元の経済に貢献している、外国人起業家を支援するため、以下の内容を実施していただきたい。

- ①県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。
- ②日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く（外注可能）
- ③外国人起業家支援する法律事務所などを紹介する
- ④神奈川外国人起業家の名簿を作り、ネットワークを構築し、持続可能やコミュニティを目指す。

また、県内の企業（特に中小企業）に向けて、外国人人材を採用したあとの育成、異文化コミュニケーション、社内ダイバーシティとインクルージョンの推進等に関してワークショップ形式の研修を提供してほしい。

^{ていげんりゆう} [提言理由]

外国人は日本人より高い起業率を有していて、特に飲食店などのビジネスではローカルな雇用を作り出し、地元の経済に貢献しています。しかし、日本で起業するプロセスは外国人にとって大変難しく、会社をどう登録するか、どう書類を準備すればいいか、ローンをどう組むか、かなりハードルがあります。

近年会社に外国人人材の採用が進み、日本の会社で働く外国人の割合が増えています。ただ、採用したあとに文化やビジネスの常識の違いにより、衝突が生じ、外国人人材がなかなか活用できていない・定着しない現状があります。その場合、外国人に日本のビジネスマナーなどを押し付けるのではなく、会社側が多様な人材が活躍できるような環境作りが求められます。しかし、大企業の場合はそういった社内研修やノウハウがある一方、中小企業ではそういうことに力入れる金銭的・人材的余裕がありません。そこで県の予算を使って中小企業の外国人人材採用・育成に支援すべく、中小企業の外国人採用の不安を解

消し、県内企業の diversity and inclusion を進め、外国人人材が就労したあとの定着を図っていただきたいです。

提言11 県立インターナショナル・コースの導入、多言語サークルの導入

【提言の趣旨】

公立学校にインターナショナル・コースを導入し、安価で英語教育が受けられる環境を提供していただきたい。国際的な環境で日本人及び外国籍の子どもたちが一緒に勉強する事で、多文化共生も実現できると考える。

また、色々な国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル（継承語の習得のため）の設立も強くお勧めする。

【具体的な内容】

将来のグローバル・リーダーを育てるために日本人の子どもたちにも国際的教育を与える必要がある。民間のなインターナショナル・スクールは学費が高く、多くの日本人の親は思ってもそこに通わせる事は出来ない。行政が運営する学校なら日本の子どもたちも、外国籍の子どもたちにも国際的な教育を無料・安く提供する事が可能になる。国際的な環境で日本人及び外国籍の子どもたちが一緒に勉強する事で多文化共生も実現できる。

現在は東京都立国際高等学校や横浜国際高等学校等ありますが、高校になってからいきなり英語での教育を受ける事は大変になります。小学校から英語での教育を受けるとその先の教育または海外での留学も検討しやすくなり、国政的な人材を育成する事が可能となります。

また、色々な国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル（継承語の習得のため）の設立も強くお勧めします。

新たに国際学校の設立ではなくとも既存の公立の学校でインターナショナル・コースを導入する事でより多くの子どもたちに英語教育を受けてもらうこ

とが可能になると考えます。

公立学校にインターナショナル・コースを導入する事で日本人の子どもたちも外国籍の子どもたちも同じところで勉強する事ができ、多文化共生を実現可能となります。

インターナショナル・コースとそれ以外の子どもとの交流など、お互いを理解する良いきっかけになると思います。

ていげんりゆう 【提言理由】

- ①民間のインターナショナル・スクールが高くて多くの子どもたちは入れない
- ②外国人が運営する学校なら英語が苦手な日本人の親も遠慮する
- ③多額の学費を払えない外国籍県民も多数いる
- ④子どもの頃から多文化共生を育む良い機会になる
- ⑤母語を勉強できる場を提供する

【備考】

本提言案の実現に様々なチャレンジも予想されます。

- ①新たにインターナショナル・スクールを設立することは不可能。

新たな学校を設立する必要はなく、現存する公立学校の中でインターナショナル・コースを紹介する事でこの問題は解決できる。

- ②県立の学校でインターナショナル・コースを教えられる教師がいない

他のインターナショナル・スクールでの経験がある外国人教師を雇う。そうすることによって公立学校でも外国人教師の採用が可能になります。また、経験はあるが就職が難しい外国人教師の雇用問題の解決策にもなります。

- ③現在も学校内に外国籍の子どもたちがいるが、そこを生かしきれていない。

インターナショナル・コースに申し込む子どもたちに加え、希望する他の外国籍の子どもたちがコース変更できるような仕組みを作る。

2 かいぎかいさいじょうきょう
会議開催状況

かい 回	かいさいび 開催日	おも きょうぎじこう 主な協議事項
1	ねん がつ にち にちよう 2020年10月11日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> いいん じ こしようかい ・委員自己紹介 ・オリエンテーション いいんちょう ふくいんちょう けつてい ・委員長・副委員長の決定
2	ねん がつ にち にちよう 2020年12月13日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> いいんていあんないよう はつびよう ・委員提案内容の発表 いけんこうかん ・意見交換 かながわ こくさいせいさくすいしんこんわかい れんけい ・かながわ国際政策推進懇話会との連携について
3	ねん がつ にち にちよう 2021年2月7日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> かながわ こくさいせいさくすいしんこんわかい いけんこうかん ・かながわ国際政策推進懇話会との意見交換 いけんこうかん ふりかえ およ ぶかい すす かた ・意見交換の振り返り及び部会の進め方について
4	ねん がつ にち にちよう 2021年5月23日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ついか そあん ・第3回会議の振り返りと追加の素案について ぶかいべつきょうぎ じょうほうぶかい じんけん きょういくぶかい ・部会別協議 (情報部会、人権・教育部会) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)
5	ねん がつ にち にちよう 2021年7月25日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ・第4回会議の振り返りについて ぶかいべつきょうぎ じょうほうぶかい じんけん きょういくぶかい ・部会別協議 (情報部会、人権・教育部会) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)
6	ねん がつ にち にちよう 2021年8月29日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ・第5回会議の振り返りについて ぶかいべつきょうぎ こんわかいいいん いけんちょうしゅ じょうほう ・部会別協議、懇話会委員への意見聴取 (情報 部会、人権・教育部会) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)
7	ねん がつ にち にちよう 2021年10月31日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ ふりかえ ・第6回会議の振り返りについて ぜんたいかいぎ かいぎ やくわりぶんたん ・全体会議 (オープン会議の役割分担) ぶかいべつきょうぎ はつびようないよう けんとう ・部会別協議 (発表内容の検討)
8	ねん がつ にち にちよう 2021年11月28日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> じょうほうぶかい きょうぎないよう せつめい ・情報部会の協議内容の説明 じょうほうぶかい きょうぎないよう かん しつもん いけんこうかん ・情報部会の協議内容に関する質問・意見交換 じんけん きょういくぶかい きょうぎないよう せつめい ・人権・教育部会の協議内容の説明 じんけん きょういくぶかい きょうぎないよう かん しつもん いけん ・人権・教育部会の協議内容に関する質問・意見 交換
9	ねん がつ にち にちよう 2022年1月30日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> だい かいかいぎ かいぎ ふりかえ ・第8回会議 (オープン会議) の振り返りについて ぶかいべつきょうぎ ていげんあん さいけんとう ・部会別協議 (提言案の再検討) ぜんたいかいぎ いけんこうかん ・全体会議 (意見交換)

かい 回	かいさい び 開催日	おも きょうぎじこう 主な協議事項
10	ねん がつ にち にちよう 2022年 3月 13日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> ぶかいべつきょうぎ (こんわかいいいん いけんちようしゅ) 部会別協議 (懇話会委員からの意見聴取) ぜんたいかいぎ (ていげんあん かたとう かん いけん こうかん) 全体会議 (提言案のまとめ方等に関する意見 交換)
11	ねん がつ にち にちよう 2022年 5月 22日 (日曜)	<ul style="list-style-type: none"> ぶかいべつきょうぎ (ていげんあん しゅうせいないうとう) 部会別協議 (提言案の修正内容等) ぜんたいかいぎ (さいしゅうほうこくしよ こうせい ていげんこうもく ふくだい きょうぎとう) 全体会議 (最終報告書の構成、提言項目、副題の 協議等)
12	ねん がつ にち どよう 2022年 7月 23日 (土曜)	<ul style="list-style-type: none"> こんわかい (ごうどうかいぎ ていげんあん はっぴよう こんわかいいいん いけんちようしゅ) 懇話会との合同会議 (提言案の発表、懇話会委員 からの意見聴取) ぶかいべつきょうぎ (ほうこくしよきさいないよう せいりとう) 部会別協議 (報告書記載内容の整理等) ぜんたいかいぎ (ぶかい きょうぎけつか きょうゆうとう) 全体会議 (部会の協議結果の共有等)
13	ねん がつ にち 2022年 ○月 ○日 (○)	<ul style="list-style-type: none"> ●○○○○○○○○○○
14	ねん がつ にち 2022年 ○月 ○日 (○)	<ul style="list-style-type: none"> ●○○○○○○○○○○

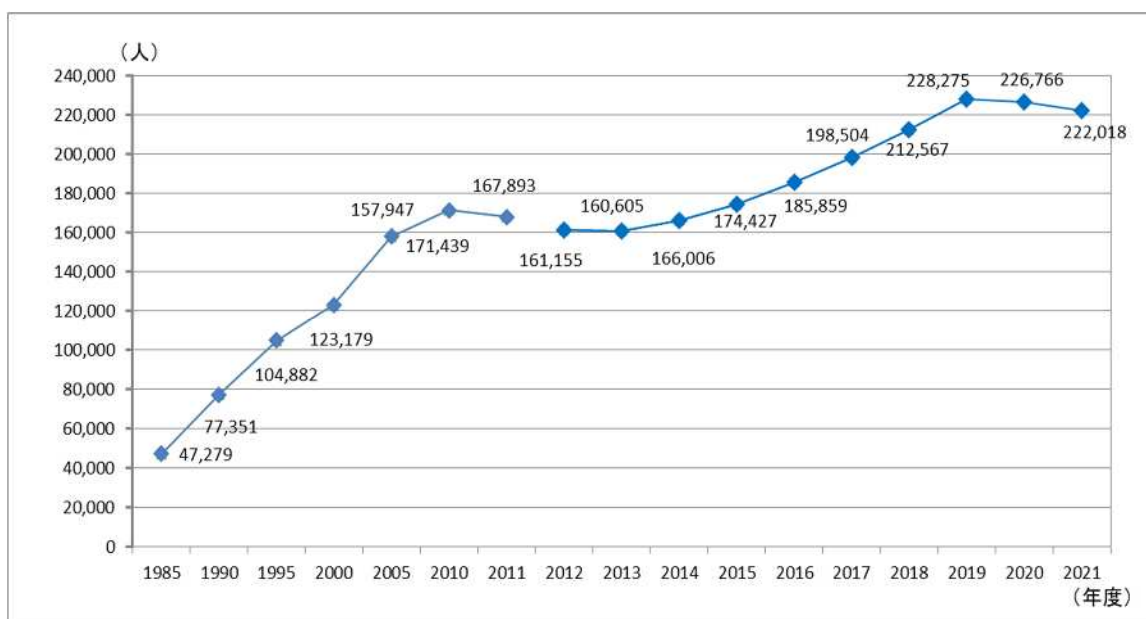
3 参考資料

・ 県内外国人数の推移 (2022年1月1日現在)

この調査結果は、2022年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数について、県内市町村に対して調査した結果を集計したものです。

① 総数及び推移

- ・ 2022年1月1日現在の本県の住民基本台帳上の外国人数：222,018人
- ・ 県民(9,231,177人)の約42人に1人が外国籍県民
- ・ 県民比率：2.41%



※ 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

※ 住民基本台帳上の外国人数は従来の外国人登録者数と制度上対象が一部異なりますので、2011(平成23)年以前のデータと単純に比較することはできません。

②国・地域別の状況

- ・県内外国人の国・地域数：172。
- ・中国が68,445人で全体の30.8%を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルと続いている。

		2017年度 (2018. 1. 1)	2018年度 (2019. 1. 1)	2019年度 (2020. 1. 1)	2020年度 (2021. 1. 1)	2021年度 (2022. 1. 1)
1位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	中国 65,065 32.8	中国 68,912 32.4	中国 73,136 32.0	中国 71,386 31.5	中国 68,445 30.8
2位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	韓国 27,578 13.9	韓国 27,781 13.1	韓国 27,964 12.3	韓国 27,138 12.0	ベトナム 26,478 11.9
3位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	フィリピン 20,980 10.6	フィリピン 22,192 10.4	ベトナム 24,269 10.6	ベトナム 26,191 11.5	韓国 26,225 11.8
4位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	ベトナム 16,153 8.1	ベトナム 19,801 9.3	フィリピン 23,076 10.1	フィリピン 22,825 10.1	フィリピン 22,960 10.3
5位	国・地域 外国人人数(人) 構成比(%)	ブラジル 8,224 4.1	ブラジル 8,478 4.0	ブラジル 8,866 3.9	ブラジル 8,749 3.9	ブラジル 8,410 3.8

※ 2012年度までは「中国」に「台湾」を含んでいましたが、2013年度調査から別に集計しています(新しい在留管理制度で交付される在留カード及び特別永住者証明書では、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、別に集計が可能となりました)。

※ 2015年度までは「韓国・朝鮮」として集計していましたが、同年度から法務省が実施する在留外国人統計において「韓国」「朝鮮」が分離集計されたことから、2016年度調査から別に集計しています。

市(区)町村別主要国・地域別外国人人数 (2022 (令和4年) 年1月1日現在)

国・地域数172

	全合計	中国	インドネシア	韓国	フィリピン	ブラジル	ペルー	アメリカ	タイ	台湾	スラバ	タイ	インドネシア	その他159	
県合計	222,016	68,445	26,478	26,225	22,960	8,410	7,850	6,188	5,522	5,432	5,053	4,088	4,071	3,823	27,473
横浜市	99,229	38,889	9,154	12,154	8,298	2,525	4,174	1,252	2,353	2,738	2,699	911	1,658	1,437	10,987
神奈川区	13,395	4,907	1,367	1,354	1,302	1,179	911	405	105	254	224	67	127	128	1,065
高井区	7,125	2,704	609	963	441	83	749	27	157	118	191	72	81	96	834
高井区	4,441	1,735	396	609	201	26	490	20	134	44	132	46	58	35	515
中区	15,491	8,577	605	1,942	711	81	233	48	545	232	741	55	313	71	1,337
鶴巻区	10,406	5,618	647	1,314	999	45	217	42	106	67	295	91	235	53	677
清瀬区	2,919	1,088	298	500	325	34	76	24	69	37	69	8	67	49	275
佐土ヶ谷区	5,270	2,044	512	597	413	59	388	19	84	168	111	60	96	80	639
旭区	3,222	917	456	390	330	38	169	27	67	23	66	56	90	123	470
磯子区	4,995	2,614	280	537	427	112	148	82	109	94	116	18	58	26	374
荻区	3,282	708	398	351	530	150	95	291	111	48	64	22	67	53	394
港北区	6,699	1,789	570	1,081	729	146	333	34	275	101	219	143	97	110	1,072
緑区	4,296	1,034	326	324	411	124	68	38	48	1,147	51	41	84	150	450
青葉区	4,363	1,171	381	647	270	70	42	42	228	213	119	42	63	169	906
菊区	3,445	596	397	503	370	117	27	25	109	122	113	74	47	83	862
戸塚区	4,293	1,785	540	531	297	134	121	57	90	55	71	32	60	114	406
栄区	1,211	378	169	192	129	20	20	6	46	8	45	13	30	14	141
磯区	2,420	756	731	155	167	65	15	26	39	5	35	35	51	36	304
瀬谷区	1,956	468	472	164	246	42	72	39	31	2	37	36	34	47	266
川崎市	43,894	15,194	4,413	7,134	4,701	826	1,590	474	1,062	1,275	1,101	265	638	631	4,590
川崎区	15,996	5,838	1,967	2,976	1,812	489	499	300	94	571	232	53	230	132	803
幸区	5,405	2,181	506	811	578	42	326	75	75	153	126	13	57	39	423
市原区	5,763	1,933	343	1,022	473	55	268	23	235	143	269	32	95	107	765
高津区	5,140	1,473	533	770	652	50	199	22	210	143	159	43	81	94	711
宮前区	3,976	1,117	372	581	513	71	53	21	168	81	111	27	73	113	675
多摩区	4,673	1,556	494	570	504	74	215	14	162	56	112	73	55	73	715
麻生区	2,941	1,096	198	404	169	45	30	19	118	128	92	24	47	73	498
相模原市	15,786	4,222	2,536	1,578	2,047	362	445	295	310	576	292	159	311	319	2,334
緑区	3,566	805	898	308	380	73	130	45	70	36	63	45	83	57	573
市原区	6,044	1,707	855	580	1,048	169	161	145	78	85	93	61	118	112	832
南区	6,176	1,710	783	690	619	120	154	105	162	455	136	53	110	150	929
橋本町	6,032	765	661	737	1,617	221	232	276	473	29	138	24	103	164	592
原町	5,113	928	675	379	795	617	93	181	73	18	60	26	86	101	1,081
鎌倉市	1,630	261	86	288	92	31	25	6	195	21	55	17	50	45	458
磯谷町	6,700	1,250	753	761	412	574	95	472	234	68	115	548	126	249	1,043
小田原市	2,598	411	520	293	535	111	178	59	39	20	26	18	51	114	223
茅ヶ崎市	2,001	418	190	285	228	94	52	35	112	37	60	32	46	57	355
沼津市	534	56	14	104	50	0	21	3	99	5	16	0	10	4	152
三浦市	360	33	102	32	54	8	22	2	25	1	8	0	9	16	48
藤沢市	3,708	732	556	204	239	478	120	373	35	45	48	17	66	83	712
厚木市	7,656	1,258	1,837	405	763	411	80	683	59	212	95	600	171	76	1,006
大和市	7,233	1,515	1,145	725	888	296	220	722	104	99	122	100	182	139	976
伊勢原市	2,497	369	861	110	282	207	46	74	15	49	41	10	37	72	324
海老名市	2,690	504	405	235	236	134	61	106	59	169	37	198	70	63	413
座間市	3,275	682	426	297	552	152	31	139	102	33	42	177	82	68	492
南足柄市	508	173	49	38	58	76	14	8	6	2	7	11	8	3	55
あきる町	4,129	234	1,072	158	196	595	21	205	35	7	24	709	151	67	655
葉山町	257	9	8	37	16	1	9	2	54	1	4	4	5	3	104
寒川町	1,002	80	290	54	123	109	14	43	11	4	11	75	27	33	128
大磯町	192	32	7	19	34	7	0	2	19	1	7	0	5	2	57
二宮町	212	28	20	12	26	23	15	8	10	3	3	0	6	2	56
中井町	326	22	59	7	181	21	0	23	1	0	0	0	2	0	10
大井町	150	56	28	12	15	7	3	0	4	1	3	0	3	6	12
松田町	85	12	9	8	21	7	12	0	2	2	0	0	1	1	10
山北町	88	19	32	8	10	1	0	0	0	0	0	3	5	1	9
旗本町	155	34	34	13	12	21	10	8	3	2	2	0	3	2	11
箱根町	548	64	98	36	28	8	201	0	6	3	29	2	4	15	54
真鶴町	68	23	0	12	11	2	3	0	6	0	0	0	0	0	11
藤岡町	347	33	56	62	51	4	33	45	11	3	4	1	9	1	34
愛川町	2,970	137	359	28	381	479	30	692	4	8	3	174	146	49	480
清川町	45	2	23	0	8	2	0	0	1	0	1	7	0	0	1

神奈川県国際文化観光局国際課調べ

※本表は、県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

県内国・地域別外国人人数（2022（令和4年）1月1日現在）

全合計	222,018								
アジア	187,564	ヨーロッパ	7,170	ウクライナ	204	マリ	44	メキシコ	288
アフガニスタン	40	アルバニア	7	ウズベキスタン	250	モリタニア	1	ニカラグア	12
アラブ首長国連邦	32	オーストリア	65	バチカン	0	モロッコ	76	パナマ	6
ミャンマー	1,699	バルキリー	70	アルメニア	4	マラウイ	10	セントルシア	0
バーレーン	2	ブルガリア	45	アゼルバイジャン	31	モーリシャス	11	セントビンセント	1
ブータン	19	ペラルーシ	39	アンドラ	0	モザンビーク	17	セントクリストファー・ネイビス	0
バンラテ	1,394	クロアチア	17	ジョージア	6	ニジェール	0	トリニダード・トバゴ	15
ブルネイ	0	チェコ	41	スロベニア	4	ナイジェリア	491	米国	5,522
カンボジア	2,423	デンマーク	40	スロバキア	19	ナミビア	0	グレナダ	1
スリランカ	4,088	エストニア	17	ボスニア・ヘルツェゴビナ	6	ルワンダ	10	アンティグア・バーブーダ	0
中国	68,445	フィンランド	51	セルビア・モンテネグロ	1	セネガル	164	南米	16,773
台湾	5,053	フランス	977	モンテネグロ	0	シエラレオネ	3	アルゼンチン	671
キプロス	4	ドイツ	963	セルビア	24	ソマリア	2	ボリビア	763
東ティモール	5	ギリシャ	32	コソボ共和国	0	スーダン	15	ブラジル	8,410
インド	5,432	ハンガリー	72	アフリカ	2,166	エスワティニ	0	チリ	61
インドネシア	3,823	アイスランド	3	アルジェリア	25	サントメ・プリンシペ	0	コロンビア	326
イラン	536	アイルランド	84	ブルンジ	1	セーシェル	1	エクアドル	41
イラク	5	イタリア	346	ボツワナ	2	タンザニア	132	ガイアナ	1
イスラエル	38	キルギス	52	カメルーン	58	トーゴ	8	パラグアイ	268
ヨルダン	15	カザフスタン	55	中央アフリカ	3	チュニジア	79	ペルー	6,188
韓国	26,225	リヒテンシュタイン	0	チャド	0	ウガンダ	49	スリナム	0
朝鮮	1,410	ルクセンブルク	4	コンゴ共和国	7	南アフリカ共和国	87	ウルグアイ	8
クウェート	2	ラトビア	16	コンゴ民主共和国	58	エジプト	140	ベネズエラ	36
ラオス	1,157	リトアニア	29	カボベルデ	1	ブルキナファソ	8	オセアニア	947
レバノン	14	モナコ	0	コモロ	0	ザンビア	10	オーストラリア	691
マレーシア	1,185	マルタ	1	ペナン	12	ジンバブエ	25	フィジー	29
モンゴル	1,106	モルドバ	22	シブチ	0	アンゴラ	8	キリバス	2
オマーン	0	北マケドニア	3	エチオピア	20	南スーダン共和国	1	マーシャル	0
モルディブ	2	オランダ	126	赤道ギニア	1	北米	7,167	ミクロネシア	9
ネパール	7,850	ノルウェー	28	エリトリア	5	バルバドス	1	ニュージーランド	196
パキスタン	1,371	ポーランド	139	ガボン	0	バハマ	3	ナウル	0
フィリピン	22,960	ポルトガル	51	ガーナ	393	ベリーズ	2	パプアニューギニア	2
カタール	3	ルーマニア	224	ギニア	37	カナダ	884	パラオ	5
サウジアラビア	55	ロシア	905	ガンビア	8	コスタリカ	27	ソロモン	4
シリア	47	サンマリノ	1	ギニアビサウ	0	キューバ	24	トンガ	5
シンガポール	263	スペイン	263	コートジボワール	37	ドミニカ共和国	186	ツバル	0
タイ	4,071	スウェーデン	133	ケニア	80	ドミニカ	2	バヌアツ	0
トルコ	287	スイス	120	リベリア	2	エルサルバドル	17	サモア	4
ベトナム	26,478	トルクメニスタン	21	リビア	4	グアテマラ	21	無国籍・その他	231
イエメン	16	タジキスタン	5	レソト	3	ハイチ	7	無国籍	93
バレスチナ	9	英国	1,554	マダガスカル	17	ホンジュラス	10	経過滞在者	126
						ジャマイカ	138	国籍未定	12

※本表は県内市区町村の住民基本台帳に登録されている外国人の数の集計値です。

神奈川県国際文化観光局国際課調べ

※「無国籍、その他」には出生による経過滞在者も含まれています。

がいこくせきけんみん かいぎせつちようこう
・外国籍県民かながわ会議設置要綱

せつちもくてき
(設置目的)

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

しよしやうじむ
(所掌事務)

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提言の対象としない。

- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こうせいとう
(構成等)

第3条 外国籍県民会議は、次の要件にすべて該当する者の中から選任した委員20人以内で構成する。

- (1) 年齢満18歳以上である者。
 - (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者のうち、日本国籍を有しないもの。ただし、難民については、日本国籍取得者を含むものとする。
 - (3) 神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続き1年以上勤務若しくは在学している者。
 - (4) 任期中の神奈川県内在住又は勤務若しくは在学が見込まれている者。
- 2 委員の任期は2年半程度とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、1期に限り再任されることができる。
 - 4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いんちやうおよびふくいんちやう
(委員長及び副委員長)

第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

うんえいなど
(運営等)

- 第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。
- 2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。
- 3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、2年間半程度の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

いいん せきむ
(委員の責務)

- 第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のために職務を遂行する。
- 2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後と同様とする。

すいしんたいせい
(推進体制)

- 第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表する。
- 2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めるとともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。
- 3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。
- 4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しょむ
(庶務)

- 第8条 外国籍県民会議の庶務は、神奈川県国際文化観光局国際課において処理する。

ほそく
(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別に定める。

ふ そく
附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)
2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き住民基本台帳に登録されている者については、改正後の要綱第3条第1項第2号に規定する住民基本台帳に登録されている者とみなす。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

がいこくせきけんみん かいぎうんえいようりょう
・外国籍県民かながわ会議運営要領

しゆし
(趣旨)

だい じょう この ようりょう は、がいこくせきけんみん かいぎせつちようこうだい じょう きてい もと
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づ
き、がいこくせきけんみん かいぎ い か がいこくせきけんみんかいぎ うんえい
外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営につ
いてひつよう じこう さだ
いて必要な事項を定める。

かいさいとう
(開催等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ かいさいかいすう ねん かいていど
第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。
2 がいこくせきけんみんかいぎ かいかい へいかい きゆうけいとう いいんちょう せんげん
外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

しやうげんご
(使用言語)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ にほんご もち いいん つうやくひとり どうこう
第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行す
ることができる。

ぼうちよう
(傍聴)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ ぼうちよう かん じこう がいこくせきけんみん かいぎ
第4条 外国籍県民会議の傍聴に関する事項は「外国籍県民かながわ会議
ぼうちようようりょう さだ
傍聴要領」において定める。

ぶかい
(部会)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ ぶかい お
第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。
2 ぶかい いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ はか せつち
部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。
3 ぶかいちょう とうがいぶかい ぞく いいん ごせん さだ ぶかい じむ とうかつ
部会長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括
し、ぶかい しんぎけいかおよ けっか いいんちょう ほうこく
部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

こくさいせいさくすいしんこんわかいとう れんけい
(かながわ国際政策推進懇話会等との連携)

だい じょう がいこくせきけんみん うんえい あ ひつよう おう いっばん けんみんおよ いいん
第6条 外国籍県民の運営に当たっては、必要に応じて一般の県民及び委員
いがい がいこくせきけんみん さんか こうちようかい かいさい はばひろ いけん しゅうやく つと
以外の外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努め
る。
2 がいこくせきけんみんかいぎ うんえい あ べつ さだ こんわかいとう
外国籍県民会議の運営に当たっては、別に定めるかながわ国際政策推進
懇話会等との協力・連携を図る。

かいにん もうしで
(解任の申出)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいん つぎ かくごう がいとう ち じ いいん
第7条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員

かいにん もう で
の解任を申し出ることができる。

- (1) じこ つごう により じにん いし ひょうめい
自己の都合により辞任の意思を表明したとき。
- (2) しんしん こしょう た じゆう しょくむ すいこう た みた
心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められると
き。
- (3) てんきよ てんきんとう がいこくせきけんみん かいぎせつちようこうだい じょうだい こう
転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第3条第1項
の要件に該当しなくなったとき。
- (4) しょくむじょう ぎ むいはん
職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

だい じょう いいん けつていん しょう ばあい いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ ほか
第8条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その
ほじゅう ち じ もう で
補充を知事に申し出ることができる。

いにん
(委任)

だい じょう しようりよう さだ ひつよう じこう いいんちよう がいこくせきけんみん
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民
かいぎ ほか さだ
会議に諮って定める。

ふ そく
附 則

- 1 この要綱は、へいせい ねん がつ にち しこう
平成10年11月21日から施行する。
- 2 へいせい ねん ど がいこくせきけんみんかいぎ かいさい だい じょうだい こうちゅう かい
平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回
ていど かいていど
程度」とあるのは、「4回程度」とする。

ふ そく
附 則

しようりよう へいせい ねん がつ にち しこう
この要領は、平成18年12月23日から施行する。

ふ そく
附 則

しようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

ふ そく
附 則

しようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

がいこくせきけんみん かいぎぼうちょうようりょう
・外国籍県民かながわ会議傍聴要領

しゆし
(趣旨)

だい じょう ようりょう がいこくせきけんみん かいぎ がいこくせきけんみん かいぎ
第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」とい
う。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちょうせき くぶん
(傍聴席の区分)

だい じょう ぼうちょうせき いっぱんせきおよ ほうどうかんけいしやせき わ
第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちょうにん けつていとう
(傍聴人の決定等)

だい じょう いっぱん ていじん にんいんない かいぎ つど かいぎしつ しゅうようにんずうとう
第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、会議室の収容人数等を
こうりよ きだ
考慮して定めるものとする。

2 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、
じかん しゅうごう
時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴
ぜんこう きてい しゅうごう ぼうちょうきぼうしやすう ていじん み ばあい ぼうちょう
希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定す
る。

ぼうちょうせき にゅうじょう もの
(傍聴席に入場できない者)

だい じょう つぎ もの ぼうちょうせき にゅうじょう
第4条 次の者は、傍聴席に入場できない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認め
られる者

ぼうちょうにん まも じこう
(傍聴人の守るべき事項)

だい じょう ぼうちょうにん かいぎ ちつじょ みだ また しんぎ ぼうがい こうい
第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をし
てはならない。

しゃしん えいが どう さつえいおよ ろくおんとう きんし
(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

だい じょう ぼうちょうにん かいじょう しゃしん えいが どう さつえい また
第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は
ろくおんとう じぜん いいんちよう きよか え ばあい かが
録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限
りではない。

ちつじょ いじ
(秩序の維持)

だい じょう いいんちよう かいぎ えんかつ うんえい はか ぼうちょうにん ひつよう しじ
第7条 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、

また じむきょく しよくいん しじ
又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 いいんちよう ぜんこう しじ また じむきょく しよくいん しじ
委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、
ぼうちようにん しじ したが ぼうちようにん たいじよう
傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく
(実施細目)

だい じよう ようりよう さだ じこう いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか さだ
第8条 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定
める。

ふ そく
附 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成18年12月23日から施行する。

ふ そく
附 則

ようこう れいわ ねん がつ にち しこう
この要綱は、令和2年10月29日から施行する。

がいこくせきけんみん かいぎいんめいぼ
 ・外国籍県民かながわ会議委員名簿

しめい ごじゅうおんじゆん
 (氏名の五十音順)

しめい 氏名	ざいじゅう ざいきんち 在 住 ・ 在 勤 地
きむ えよん 金 愛蓮	さがみはらし 相模原市
ケゼングア エドワード ムインビ	かわさきし 川崎市
さ さ き せいしやう 佐々木 聖壘	かわさきし 川崎市
サリ アビシエク	かわさきし 川崎市
すずき クリスチーナ 美幸 やまもと 鈴木 クリスチーナ 美幸 山本	ふじさわし 藤沢市
ティンキーコ ミリアム	かわさきし 川崎市
とう とくりゆう 唐 徳龍	よこはまし 横浜市
なかだ シリワン	かわさきし 川崎市
は さんう 河 相宇	かわさきし 川崎市
パックマン ジェイサン マシユー	さがみはらし 相模原市
ファム ルー アンジー	よこはまし 横浜市
やました 山下ジューリア 真由美 まゆみ	あつぎし 厚木市
よう ほう 楊 芳	よこはまし 横浜市
リー ロイ ジャシユン	よこはまし 横浜市
リディア ワンタ	よこはまし 横浜市

にんき れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ
 任期：2020（令和2）年5月～2022（令和4）年11月

しゆっしんこくとう
 出身国等

ちゆうごくさんにん かんこくふたり ひとり ひとり ひとり
 中国3人、韓国2人、ベトナム1人、フィリピン1人、インド1人、
 ブラジルふたり アメリカふたり タイひとり インドネシアひとり ケニアひとり
 ブラジル2人、アメリカ2人、タイ1人、インドネシア1人、ケニア1人

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく
外国籍県民かながわ会議（第11期）最終報告

ひとり ひとり さんちょう しゃかい
一人ひとりが尊重される社会へ！
とも い かながわ
～共に生きるふるさと神奈川～

2022（令和4）年〇月

がいこくせきけんみん かいぎじむきょく かながわけんこくさいぶんかかんこうきょくこくさいか
外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県国際文化観光局 国際課

ゆうびんばんごう
郵便番号 231-8588

しよざいち かながわけんよこはましなかくにほんおどおり
所在地 神奈川県横浜市中区日本大通 1

でんわ
電話 045-210-3748

ファクシミリ 045-212-2753

URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/gaikokusekikenminkaigi.html>